

令和5年第4回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

そ の 2

令和5年12月

議案第194号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、新たに国民健康保険の出産被保険者につき算定する所得割額及び被保険者均等割額の減額措置を講ずるとともに、出産被保険者に係る届出に関する規定その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額の減額（第25条関係）

納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合において、当該出産被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額について、所得割額及び被保険者均等割額からそれぞれ減額する額を次のとおり定める。

ア 所得割額

当該出産被保険者につき算定した所得割額の $\frac{1}{2}$ の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 被保険者均等割額

当該出産被保険者に係る被保険者均等割額の $\frac{1}{2}$ の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 出産被保険者に係る届出（第26条の3関係）

納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、当該納税義務者及び当該出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号、出産の予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別等を記載した届書を市長に提出しなければならないこととする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年1月1日

(2) 経過措置

令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。